

# イラク市場開拓プログラム(オンライン商談会/第 49 回バグダッド国際見本市) 参加要領

#### 1. 用語の定義

このイラク市場開拓プログラム(オンライン商 談会/第49回バグダッド国際見本市)参加要領 (以下「本参加要領」といいます。)において 使用する用語を、以下の通り定義します。

- (1) 「参加案内書」とは、別途ジェトロが発出する参加案内書を指します。
- (2) 「本事業」とは、参加案内書記載のジェトロ 主催の事業を指します。
- (3) 「イベント」とは、本事業にてジェトロが実施し又は第三者が実施のうえジェトロが参加する、オンライン商談会・展示会等のことを指します。
- (4) 「出展物」とは、イベント用の商品紹介カタログ(商品紹介用のテキスト、画像、動画、等を含みますが、これに限られません。)等に掲載される商品を指します。
- (5) 「出展者」とは、第2条に定める者を指します。
- (6) 「バイヤー」とは、出展物の取引目的でイベントに参加する者を指します。
- (7) 「オンライン会議ツール」とは、イベントに際し使用される、オンラインネットワーク上でのミーティング、プレゼンテーション、展示等に使用されるソフトウェア及びこれが作動する P C 等のハードウェアの総称を指します。

#### 2. 出展者

出展者は、以下の資格、条件を満たす者のうち、 ジェトロが適当と認めた者とします。

- (1) 我が国の貿易業者、生産業者、工業会、輸出 入組合及びこれに類する貿易関係団体並びに 地方公共団体等
- (2) 日本国内で生産された商品、又は日本企業の資本、技術により生産された商品の取扱いが

あること。

- (3) 参加案内書及び本参加要領を承諾のうえ、これを遵守すること。
- (4) インターネット経由でのバイヤーからの引き 合い、問い合わせ等に対して積極的に対応す ること。
  - (5) 中東・北アフリカ地域の市場開拓に意欲的であること。
  - (6) 国内外の法令又は規則に反する業務を行って いないこと。
  - (7) 公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- (8) イベントの担当者を指名のうえ、ジェトロからの書類作成依頼、問い合わせ等に迅速に対応すること。
- (9) 本事業の成果把握等のために、ジェトロが 実施するアンケートに必ず協力すること。
- (10)企業名や商品情報等を含む本事業の成果及び各種調査結果の公表に同意すること。
- (11)インターネット上に出展物の写真及び説明、 出展物及び/又は出展者のロゴマーク、出展 者の会社概要、取引条件等を掲載することに 同意すること。
- (12)第11条第1項に定義する反社会的勢力 に該当せず、かつ、将来にわたっても該当 しないこと。
- (13)過去にジェトロに損害を加えたことがある、 意見が異なる等、イベントの実施に支障をき たす事由がないこと。
- (14) その他、イベントに参加することが不適当であると、ジェトロが判断する者でないこと。

#### 3. 出展物

(1) 出展物は、ジェトロがイベントごとに定める 参加案内書記載の出展対象品目に限ります。 ただし、次に該当する物は禁止又は制限しま す。

- (a)バイヤー居住国(参加案内書の記載に従 う。以下、同じ。)の輸入禁止品目
- (b) 我が国の輸出入関係法規で規制する物
- (c) 第三者の特許権、意匠権、商標権、実用新 案権、著作権その他の知的財産権若しく はノウハウを侵害する物、又はその恐れが ある物
- (d)バイヤー居住国の規制を受ける物、当該 国の通関手続に時間がかかり、イベント の実施に間に合わないことが予想される 物
- (2) 出展物は、前項の条件を満たしたうえ、ジェトロがその裁量により適当と認め、かつ、ジェトロ以外にイベントの実施者がいる場合には、当該実施者が適当と認める商品とします。
- (3) 前項により適当と認められた場合であって も、バイヤーの確保が困難な商品の場合、出品をお断りする可能性があります。

#### 4. ジェトロの費用負担

本事業の実施にあたり、ジェトロは次の費用を負担します。ただし、現実に支出する必要がないとジェトロが判断した項目については、この限りではありません。

- (1)イベントの実施に必要なオンライン会 議ツールの使用料
- (2) ジェトロが委託又は雇用する通訳及び商談 補助員の委託料又は給料
- (3) 本イベントに係る引き合い情報の収集と提供に係る費用
- 5. 出展者の費用負担

前条に基づきジェトロが現実に負担する費用を除き、全て出展者の費用負担となります。

## 6. 参加の取り決め

- (1) イベントへの参加申込みは、参加案内書及び本参加要領に定める所定の期日までに、ジェトロ所定の「お申し込みフォーム」に所要事項を記入のうえ行うものとします。
  - (2) 参加申込み後は、ジェトロの書面又は電磁的 方法による承諾のない限り、これを撤回する ことはできません。
  - (3) ジェトロの計画規模を超えた場合、又は 出展内容等が適当でないと認められる場合 は、参加申込みを承諾しない場合がありま す。
- (4) 参加確定後、出展者の都合で参加の取消し、又は変更、若しくは出展物の大幅な変更の必要性が生じた場合は、出展者はジェトロの書面又は電磁的方法による承諾を得るものとします。
- (5) 第6条第2項及び同第4項の場合、ジェトロ に損害が生じたとき、及び/又は本参加要領 においてジェトロが負担すべき部分を超え て、ジェトロが経費負担したとき、ジェトロ は、出展者又は参加申込者に対して当該損害 について賠償請求し、及び/又は、当該経費 を請求できるものとします。

#### 7. 第三者との紛争等

- (1)出展者は、次の各号に掲げる紛争等が生じたときは、出展者の責任と費用負担により、これを解決し又は第三者に対しその損害を賠償するものとし、万一、ジェトロが名目の如何を問わず何らかの費用を支出した場合には、当該費用相当額をジェトロに対し支払います。
  - (a) イベントへの参加に伴い、第三者との間 に紛争が生じ又は第三者に損害を与えた とき。
  - (b) 出展物の欠陥により、第三者との間に紛 争が生じ又は第三者に損害を与えたと

き。

(c) 出展物に関し、第三者との間に特許権、実 用新案権、意匠権、商標権、著作権その 他の知的財産権若しくはノウハウの侵害 等により紛争が生じ又は第三者に損害を 与えたとき。

#### 8. イベントの開催中止等

- (1) ジェトロは次の各号に定める場合、イベント の開催を取り止め、又は、出展者の一部の参 加を取り止めさせることができることとしま す。
  - (a) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力、又はその他ジェトロの責任に帰することのできない事由が生じた場合
  - (b) 開催期日、方法等の開催条件において 大幅な変更が生じた場合
  - (c) 外交関係、経済関係等のやむを得ない 事由により、ジェトロとしてのイベント の開催が不適当、不可能又は困難となっ た場合
  - (d) 利用条件等「免責事項」3. に明記する 事由が生じた場合
  - (e) その他、ジェトロが開催又は参加者の一 部の参加を不適当と判断した場合
- 9. 出展承諾、取り決めの無効及び解除
- (1) 出展者がジェトロの定める出展者資格を有しないことが判明した場合、参加承諾後であってもいつでもジェトロはそれを無効とできるものとします。なお、この場合、出展者は出品資格喪失に関して発生した如何なる損害の賠償についても、ジェトロに請求できないこととします。
- (2) ジェトロは、出展者が参加案内書又は本参加

要領に違反した場合、出展の取り決めを解除 できることとします。なお、これにより損害 が生じた場合、ジェトロは出展者に対し賠償 請求できるものとします。

# 10. 参加要領外事項

- (1) 本参加要領に定めのない事項及び補足事項等は参加案内書に定めます。
- (2) 本参加要領に定めのない事項が発生した場合、ジェトロはその対策を決定することができるものとします。
- (3) 前項の場合、ジェトロは速やかに出展者にこれを通知するものとし、出展者はジェトロの決定した対策に従うものとします。

### 11. 反社会的勢力の排除

- (1) 出展者は、ジェトロに対し、現在、及び、 将来にわたって、自らが反社会的勢力(本条 において、「暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律」(平成3年法律第77 号)第2条第2号に定義される暴力団及び その関係団体、これらの構成員、暴力団準構 成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標 榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集 団等又はこれらに準じる者、ないし、これら のいずれかに該当しなくなった日から5年間 を経過しない者をいう。)ではないこと、及 び、次の各号のいずれにも該当しないことを 表明し、保証する。
  - (a) 親会社等、役員その他、名義上ないし 実質的に経営に関与する者が反社会的勢 力であること。
  - (b) 反社会的勢力を所属者とし、又は反社 会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託 者(受託者の代理人、媒介者を含む。) とすること。

- (c) 反社会的勢力が経営を支配し、又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- (d) 反社会的勢力を不当に利用し、又は交際していると認められる関係を有すること。
- (e) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、又は、今後行う予定があること。
- (f) 自ら又は第三者を利用して、次のイ~ホ のいずれかに該当する違法行為を行うこ と。
  - イ 暴力的な要求行為。
  - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行 為。
  - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、ま たは暴力を用いる行為。
  - ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてジェトロの信用を毀損し、又はジェトロの業務を妨害する行為。
  - ホ 上記イ~二に準ずる行為。
- (g) その他、反社会的勢力と非難されるべき 関係を有すること。
- (2) 出展者が、前項の表明及び保証に反して、 反社会的勢力又は前項各号に該当することが 判明した場合、ジェトロは事前の通知等なし に、参加の取り決めを解除できることとしま す。なお、この場合、出展者からの参加費の 償還請求には応じられません。
- (3) 前項の定めに基づき、ジェトロが参加の取り 決めを解除した場合、出展者は解除に起因し て発生した如何なる損害の賠償についてもジェトロに請求できないこととします。
- (4) 第2項の定めに基づく解除の有無にかかわらず、出展者が、第1項の表明及び保証に反し

たことに起因してジェトロに損害が生じた場合、ジェトロはその被った損害について出展者に対し賠償請求することができます。

#### 12. 免責

- (1) ジェトロはイベント準備期間又はイベント期間中にイベントに関連して出展者又は参加申込者の被った一切の損害についての責任を一切負いません。
- (2) 前項から当然に、本参加要領第3条第3項、 第6条第3項、第8条、第9条、第10条 第2項及び第3項の場合、これにより生ずる 出展者又は参加申込者の損害及び不利益等に ついて、ジェトロは一切その責任を負いません。
- (3) 前2項に定めるほか、出展者は、利用条件等 の「免責事項」の定めを承諾するものとしま す。

# 13. 係争

本参加要領についての法律関係及び派生する権利 義務は、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所 及び東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄 裁判所とします。

お問い合わせ先

日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外展開支援部 フロンティア開拓課

₹107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

電話:03-3582-5242 (直通)